

第7回社会保障審議会年金部会	参考資料4
平成14年7月19日	

第6回社会保障審議会年金部会 議事録

平成14年7月2日

第6回 社会保障審議会 年金部会 議事録

日 時：平成14年7月2日（火） 10：00～12：30

場 所：はあといん乃木坂「フルール」

出席委員：宮島部会長、神代部会長代理、井手委員、今井委員、大澤委員、大山委員
岡本委員、翁委員、杉山委員、堀 委員、向山委員、矢野委員、山口委員
山崎委員、渡辺委員

○ 福井総務課長

おはようございます。それでは定刻になりましたので、ただいまより、第6回社会保障審議会年金部会を開催いたしたいと存じます。議事に入ります前に、お手元の資料を確認させていただきます。

議事次第、座席図のほか、次のとおりとなっております。

まず横長の資料が4点、資料1、資料2-1、資料2-2、資料3ということでございます。資料1「年金制度の体系について」、資料2-1「給付と負担について」というものでございますが、表紙を1枚おめくりをいただきますと目次がございます。目次が大きく五つございますが、「1」が「現在の年金の給付水準」、「2」が「保険料負担水準」、「3」が「給付と負担の関係」、「4」が「現在受給している年金の取扱い」、「5」が「給付と負担の関係が分かりやすい年金制度」となっております。資料2-2は、ただいまの資料2-1、「給付と負担について」に関します参考資料ということで提出をさせていただいております。横長の資料の最後になりますが、比較的薄いものでございますが、資料3といたしまして「少子化対策等関連分野と年金との関係について」というものでございます。

これらのほか、参考資料ということで、去る6月25日に閣議決定されました「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」を配付させていただいております。これは、いわゆる骨太方針第二弾と呼ばれているものですが、年金の関係が出てまいりますところを簡単になぞる形でご紹介をさせていただきたいと思っております。

経済活性化戦略の「6つの戦略、30のアクションプログラム」「(1)人間力戦略」という所がございます。7ページの「(高齢者、女性、若者等が、ともに社会を支える制度の整備)」ということの中の三つ目の「・」、7ページの下でございますが、「厚生労働省は」という書きぶりで始まっておりまして、「年金をはじめとする社会保障制度について、持続可能で公平な制度の構築に向け、給付と負担の在り方等を抜本的に見直すほか、年金のポー

ダブル化の拡充、短時間労働者に対する社会保険の適用拡大、第3号被保険者制度の在り方について見直す」とされており。

次に20ページをお開きいただきたいと思います。これは経済活性化戦略の「グローバル戦略」というところに位置づけられているものでございまして、20ページの中ほど「(対内直接投資・頭脳流入の拡大)」のところの最初の「・」の最後の部分ですが、「二国間社会保障協定締結の促進を推進する」という、いわゆる年金協定の関係がございまして。

それから25ページをご覧くださいと思います。ここは「税制改革の基本方針」というところございまして、5.「税制改革及びそれに関連する検討項目」、その(3)「長期にわたる安心の確保のために」ということで書いてございまして、「公的年金をはじめとする社会保障制度を抜本的に見直し、世代間、世代内の公平を重視して長期に持続可能なものとするとともに、年金課税の見直しを検討する」とされているところございまして。

27ページから28ページにかけてですが、一番多く触れられている部分でございます。ここは「歳出の主要分野における構造改革」というところでございます。27ページの「社会保障制度」の「(1) 社会保障制度改革の現状」のところですが、「医療制度の改革を継続するとともに、物価動向等を反映した社会保障給付の見直しや年金制度の改革をはじめとする次の社会保障制度改革に取り組むこととする」とされており。

「(2) 社会保障給付費の増大と国民負担率」というところですが、この点につきましては、28ページの一番上ですが、「国民負担率の上昇を極力抑制していく必要がある」とされており。

「(3) 今後の社会保障制度改革の基本方針」でございますが、最初の「(i) 次世代育成支援対策(少子化対策)の強化」の2行目に「少子化の流れを変えるため…」とありまして、終わりの2行目から最後の行にかけて「幅広く次世代支援に関する取組を強化していくこととする」ということございまして。

「(ii) 年金制度の改革」ということございまして。最初のパラグラフは、「累次の改正を余儀なくされたことにより、国民の将来不安が生じ、国民の年金不信が強まっている」とし、次のパラグラフでは、「国が運営する制度として、国民から信頼される持続可能なものにしていかなければならない」ということで、以下四点にわたりまして、年金制度改革に当たっての視点が述べられております。

「①長期にわたって持続可能で安定した制度とするため、楽観を排した将来予測を前提としていくことが必要であり、…頻繁に制度改正を繰り返す必要のない恒久的な改革を目指し、国民的議論を十分に行うことが重要である。」

「②少子高齢化の進行に伴って、年金保険料の引上げは避けられないが、その上昇をできるだけ抑え…現在から将来にわたる負担を明示し国民的合意を得ることが重要である。」

社会の在り方との関係でございますが、「③『生涯現役社会』や『男女共同参画社会』の理念とも合致した年金制度を構築していくものでなければならない。」

「④国民に広がる年金不信を払拭するため、個人個人の年金に関する情報提供がきちんと行われる仕組みを作り、わかりやすい年金制度とするとともに、年金をはじめとする社会保険実務の効率化を進める。」

という四つの視点が書かれております。

そして「このような視点に立って、16年の改革に向けまして、世代間・世代内の公平、給付と負担の水準とそのバランス、12年改正法附則（安定した財源を確保し、基礎年金の国庫負担の1/2 への引上げ）への対応など、年金制度改革の基本的な方向について、早急に議論を始め、その改革に積極的に取り組んでいく。」とされております。

最後の2行でございますが、「制度の厳正な運用に取り組む観点から、保険料徴収の推進など国民年金の未加入・未納者に対する徹底的な対策に取り組む。」とされているところでございます。

それから最後になりますが、38ページ、39ページをご覧いただきたいと思っております。これは「平成15年度財政運営の在り方」の部分でございます。全体として歳出の抑制を加速するという流れになっておりますが、37ページの（3）に「重点的に推進すべき分野・効率化の考え方」とされておまして、38ページ、【重点化・効率化の考え方】のパートにおきまして、「③公平で安心な高齢者社会・少子化対策」ということで、高齢化社会への対応、少子化対策というものを、むしろ重点的にやっていかなければならない分野ということ書かれております。

39ページをご覧いただきたいと思っております。「（4）その他の歳出分野」の②でございます。「社会保障については、物価動向等を反映した年金等の給付の見直しに取り組むほか…」と記載されているところでございます。

以上、簡単にご説明を申し上げます。

それから本日の資料の紹介に戻りますが、前回の議事録をお配りいたしております。次に委員の出欠の状況ですが、本日は近藤委員、若杉委員につきましてはご都合によりご欠席ということで伺っております。ご出席いただきました委員の皆様方が三分の一を超えておりますので、会議は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

なお、矢野委員におかれましては、所用のため11時半頃ご退席なされるということで伺

っております。また、社会保険庁運営部長は12時頃に参議院厚生労働委員会出席のために退席をさせていただくことをあらかじめお断り申し上げます。

それでは、以後の進行につきましては、宮島部会長、よろしくお願いいたします。

○ 宮島部会長

おはようございます。本日もお忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。既にご通知を差し上げておりますし、事前に若干のお話もさせていただいておりますけれども、本日は、年金制度の体系、給付と負担の基本的な在り方がメインの議題であります。これにあわせて、先ほど資料のご紹介の際にありましたように、少子化対策等関連分野と年金との関係も含めまして、大きく三つを議題（テーマ）とするということでございます。

先ほど本日の資料について紹介がありましたように、非常に大部なものでございます。本日の議事の進め方につきまして、あらかじめ委員の方々のご了解を得ておきたい点がございまして。既にご通知を差し上げておりますが、余り間がないのですが、7月19日にもう一回審議を行います。本日はこの資料につきまして事務局から説明をいただき、全くそれに限定するわけではございませんが、主に資料の内容についての質疑とし、次回は資料説明を省いて、はじめから意見なり今後の考え方なりに関する部分をまとめて行いたいと思っております。ですから本日は、資料の説明とそれに対する質疑にある程度範囲をとどめさせていただきまして、意見にわたる部分は、次回（7月19日）に、皆様からそれぞれ何らかのテーマについてご報告をいただいで進めたいというように考えております。

そのようなことで、今日は皆様に自制していただくことがあるかもしれません。意見にわたる部分はできるだけ次回簡単にお書きいただいたものを出していただいで、集中的に委員間の議論として進めたいと思っておりますので、先ほど申しましたように、本日は主に資料に関していろいろご質問であったり、場合によっては資料の提出についての要望ということになるかもしれませんが、そういう形で今日は議事を進行したいと考えております。

なお、この前申しましたように、次回ペーパーを出していただいで、それに基づいて委員の間で議論をしたいと思っておりますが、どうしても学者委員が中心に出すものですから、ほかの委員の方は出しにくいというような雰囲気若干あるのかと多少懸念しております。学者は学者でモノがわかっているようで意外とわかってないこともたくさんありますから、余りその辺は気にせず、特に今日の資料に基づきまして、率直なご意見をお出しいただければと思っております。余り精密な議論という必要もございませんし、長くすることもございませんので、これは私のお願いでございまして、年金制度につきまして皆様方のそ

れぞれの見方なり切り口があると思いますから、その辺はよろしくお願ひしたいと思っております。

これから事務局から資料1、2、3について説明いただきますが、これをまともにやりますと大変長くなりまして1時間を超えてしまう可能性があります。しゃべる方も聞く方も、実は余り長くやられると退屈したり眠くなったりいたしますので、今日は大きく三つに分けて、まず資料1、資料2の前半部分、資料2の後半部分と資料3というのをひとまとまりにいたしまして、それぞれ事務局から20分程度でまずご説明いただき、その資料の内容について皆様方からいろんな質疑をしていただいて、大体一まとまり45分程度で時間を切りまして、資料の説明と質疑を終わらせて、最後に全体にわたって、もう一度もとに戻って何か質疑があればその質疑を行いたいと思います。

こういう形で、今日、少なくとも、年金制度の基本的な体系ですとか給付と負担に関する諸問題について、論点の共有をしていただきまして、そして次回、それに基づいて皆様方から提出いただきましたレポートに基づいて議論をしたい、このように考えております。

一応そのような形で進行したいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

○ 宮島部会長

ありがとうございます。

それでは、まず資料1について説明をお願いしたいと思います。

○ 榮畑年金課長

年金課長でございます。資料1「年金制度の体系について」と書いてあるものをご覧になっていただければと思います。頭に書かせていただいておりますように、今回お示しいたしました資料自体は、今後のこの部会でのご議論を進めていただく上で必要と考えられる論点を、とりあえず事務局でお示しし、あわせて参考資料を取りまとめたものということで、これに必ずしも限定されるものではないことをお断りさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、2ページ、年金制度の体系の経過でございます。箱の中に書かせていただいておりますが、社会保険方式の公的年金制度は被用者年金（厚生年金等）制度からスタートしたところでございますが、昭和36年に自営業、農林漁業の方等の非サラリーマンを対象とした国民年金制度ができて、国民年金、厚生年金と合わせた国民皆年金が昭和36年に誕生しています。ただ、その時でもサラリーマンと非サラリーマンの間では、就業とか稼ぎ方の態様に違いがあることから、国民皆年金となつてから後もサラリーマン、非サラリーマンの間では保険料負担と給付内容等が異なる取扱いになつ

てきたところでございます。その違いはずっと現在まで引き続いているところでございます。

そういう中におきまして、1985年の改正で、全国民共通の仕組みとして、サラリーマン、非サラリーマンを共通に対象とするものとして基礎年金制度ができ、1階、2階という体系に組み立て直されたというような大きな経過がございます。

3ページをご覧になっていただきますと、諸外国の年金制度の構造を比較してございます。これまでも何回かお示しさせていただいたものを、やや詳しくもう一回整理し直させていただいたところでございます。かいつまんで見ていただきますと、アメリカ、ドイツ、スウェーデン、イギリスそれぞれ共通して言えるのは、所得比例の仕組みであるということです。所得への比例の仕方は国ごとに若干異なりますが、基本的には賃金に比例した保険料給付の体系を持っています。ただ、国によっては1階、2階という構造、例えばイギリスは基礎年金が1階にあるといった体系を持っています。しかし、この場合も1階、2階をあわせて見れば、給料・所得に比例した体系であると言えるかと思えます。

どういう人を対象としているかということですが、被保険者の欄を横に見ていただきますと、共通して言えるのは、一定以上の所得のある者を強制加入としているということです。したがって、働いてない、つまり所得のない人は非加入もしくは任意加入になっております。特にサラリーマン、非サラリーマンの間で扱いが違う国があるというところは、もともとの公的年金制度が、本来サラリーマンを対象としてスタートしたことに起因して被保険者の違いがあるのかと思っております。

それから、その下の公的年金の仕組みについては、アメリカ、ドイツ、イギリスは社会保険方式・賦課方式によりまして、給付建てでございます。一方で、「概念上の拠出建て」という新しい仕組みがスウェーデンに出てきたのが特徴でございます。

その少し下に「所得再分配」というところがございます。これは厳密に申しますと、公的年金の中の給付と保険料負担の関係における再分配とご理解いただければと思いますが、アメリカは少し上の年金額計算式のところで書いていますが、年金額が所得の低い人に比較的手厚く支給される一方、保険料は完全に給料比例でございますから、所得の高い人から低い人に対しまして所得の再分配が起こる仕組みになってございます。

それからイギリスでございますが、サラリーマンは保険料は給料比例で、一方、給付は1階に基礎年金定額があり、2階に所得比例の年金があるということで、サラリーマンは1階の基礎年金の定額部分を通じた所得の再分配がございまして、一方、非サラリーマングループは、保険料は基本的には全員定額でございまして、所得が高い自営業の方について

は、その一定額を超える所得について定率保険料を徴収することによって若干所得再分配がございませう。したがって、この4カ国のうちで、アメリカ、イギリスが給付、負担の関係における所得再分配をやっているというのが特徴かと思っております。

その下でございますが、現在の年金の掛金・保険料の水準といたしましては、アメリカが少し低いのですが、ドイツ、スウェーデン、イギリスは大体20%前後であるのが一つの特徴かと思ひます。

一つ飛びまして、所得がない人、低い人に対する対応としては、アメリカ、ドイツ、イギリスは公的年金の対象としておらず生活保護の体系が基本でございます。これは基本的にはどこの国でもそういうことですが、前回、前々回もご説明いたしましたが、左から三つ目のスウェーデンでございますが、保証年金をやるといふ新しい体系が出てきております。これは、公的年金の中で給料比例によるために、低年金者が生じますが、そういう方に対しまして保証年金という仕組みを付けているというタイプも出てきています。

下から二つ目、公的年金と私的年金の関係でございますが、これもどこの国も共通ですが、公的年金とは別に企業年金なり個人年金いろんなタイプがございませうが、それが普及してあります。しかし、そういうものと違ひまして、各国の公的年金改革との関わり、公的年金改革する中で、例えばアメリカで申しましたら、いわゆる今の賦課方式の公的年金に加えまして、任意加入の確定拠出型の個人年金を設けるようなことの検討があり、新しく追加する案と今の公的年金から一部を切り替える案と両方ございませう。そういうようなことをやっている国、その他諸々、アメリカ、ドイツ、スウェーデンとも、いくつかのやり方がございませうが、公的年金改革の中で、公的年金だけではなくて、確定拠出なり個人積立という形の年金をつくっていくという動きが見られるのが特徴でございます。

一番下でございますが、国民に対する個人年金情報の提供といたしまして、そこに書かれているような仕組みがそれぞれの国で実施されているところでございませう。

それから、(※)に書いてありますが、スウェーデンの18.5%という保険料は、サラリーマンで言いましたら給料に対する直接の割合からかと思ひて使ってきたのですが、よく調べてみますと、そうではなくて、給料からサラリーマン本人分の保険料を控除した残りの額に対する保険料率でございまして、いわばサラリーマンの給料に対する比率で見ますと16.94%に相当するということでございますので、新しい知見としてご紹介させていただいております。

4ページは、諸外国の年金制度の構造と日本の仕組みがどうなっているかという資料です。一言で申しますと、アメリカ、ドイツ、イギリスなりの諸外国の年金の体系の特色が

混合されたのが日本の仕組みであります。ただ、それだけでなく独自の仕組み、特殊性も持っているということかと思っております。

どうということかと申しますと、アメリカ、ドイツ、イギリスそれぞれ上の方に体系図を書いておりますが、ご覧になっていただいてもわかるように、所得比例の仕組みという点では、アメリカ、ドイツと類似しております。一方、所得再分配という意味ではアメリカ、イギリス、特に形としてはイギリスの1階、2階と構成がよく似ているところでございます。

そういったそれぞれの体系が混合された形をとっているところですが、それとともに日本の独自性といたしまして、一番端に書いておりますが、年金制度の対象者として無・低所得者も年金でカバーすることとし、しかし、そういう方は保険料を払えないので、全額もしくは半額は払わなくて良いが、ただ、その期間については1/3の国庫負担分の給付をつけるという、無・低所得者も年金でカバーするという仕組みがかなり諸外国とは違う独自の仕組みだと思っております。

それとともに、サラリーマンと非サラリーマングループの間で、給付が1階部分のみか、2階部分もあるか、支払う保険料が定額か定率か、といった意味での違いがあるのが独自性かと思っております。

5ページでございますが、日本の公的年金の体系は他の医療保険、介護保険と比べてどうかということでございます。医療保険、介護保険を見ていただきましても、70歳や65歳以上について見れば、全国民共通の仕組みになるのでございますが、それより年齢の低い働く人たちのレベルになりますと、サラリーマン、非サラリーマンは截然と体系が違っているということで、サラリーマン、非サラリーマンの体系を分けるといいう仕組みは公的年金だけに留まらない、医療保険、介護保険共通の社会保険制度の大きな体系に現在の日本ではなっているということでございます。

それで、どういうところをご議論いただきたいかという、6ページ、「論点（例）」でございまして、まず大きな特徴であるサラリーマンと自営業などの非サラリーマングループの間で異なる取扱いをどう考えるかということでございます。

一つ目の「○」と二つ目の「○」は、先ほどご説明いたしましたので省略いたしますが、三つ目で、現在我が国のサラリーマングループも厚生年金と共済年金に区分けされておりますが、これは将来の一元化を図っていくというふうにしておりまして、昨年3月の閣議決定でも「財政単位の一元単位も含め…21世紀初頭の間結論を得る。」とされており、将来一元化を図ろうということになってきているところでございます。

では、それを置いておきますと、サラリーマンと非サラリーマンの間での異なる取扱いをどのように評価し、将来に向けてどのように見直すのか。一つは、両者の就業や稼得の態様、所得把握の違いをどう考えるか。そこから来ている高齢期の所得保障の必要性の違いをどう考えるか。そういうところのご議論あるのだろうと思っています。

ちなみにございますが、「資料2-2 給付と負担について（参考資料）」の6ページをご覧になっていただければと思います。「1-6 現役時代の経歴と年金の給付水準」というのを付けさせていただいておりますが、これは現在の老齢年金受給者の方々につきまして、その方々が働いておられた時、どういう働き方をしていたか、つまり、ご夫婦で夫がサラリーマンで妻が専業主婦中心のサラリーマン片働き世帯、サラリーマン共働き世帯、ご夫婦ともご商売、自営業をやっておられた世帯、そういう家庭を三つの箱にとりまして、それぞれの方の高齢期の収入をとってみました。このそれぞれの箱の中の下二つ、青色と灰色が稼働収入とその他の収入ですが、サラリーマンで片働きの場合は両方足して114万円でございます。ところが両方とも自営業だった方は、稼働所得とその他の収入を足して238万円でございます。この114万円と238万円の違いというのが、サラリーマンと自営業の方の就労と稼得の態様、そこから来ている高齢期の収入の違い等の一つあらわしているものです。

その差を解消していくものとして、サラリーマンについては厚生年金という報酬比例の年金があって、公的年金を足しますと、サラリーマン片働きのご夫婦と自営業だったご夫婦との間では415万円と389万円となり、トントンであることが窺われるかと思っています。その辺をどう考えるかという論点でございます。

7ページでございますが、所得比例と所得再分配という給付の構造をどう考えるかということでございます。先ほど申しましたが、ドイツとスウェーデンは、公的年金の中で所得再分配を行っておりません。アメリカ、イギリスは態様の違いがございまして、公的年金の中で給付と負担の関係におきまして、所得の再分配を行っております。日本はどうなっているかと申しますと、1階が定額、2階が所得比例という意味では、日本の現行給付構造はイギリス型でございます。

その上で、ドイツ、スウェーデンのような完全所得比例方式という一つの典型的なタイプをこれから考えていくのかどうか。この場合には、先ほどの話とも絡みますが、サラリーマンと自営業者グループ間での所得把握の相違をどう考えるのか、また、どうやっていけば良いかというところが極めて大きな問題として出て参るかと思っています。そうではないとしたら、アメリカ、イギリスのような所得再分配機能を一層強めるのかどうか。そ

のようなところをご議論いただくべきところかと思っております。

8 ページ、体系論の論点の三つ目ですが、所得のない、あるいは低い方に対する年金保障をどう考えるかということでございます。

公的年金制度は、先ほどの経緯もしくは諸外国の例の中でも少しお話いたしました、そもそも現役時代の所得が高齢になって喪失した時に、その従前所得をどのように補填していくか。いわば従前所得の喪失補填を行うことによって高齢期の所得保障を行っていくのがそもそも制度だったと思っています。従いまして、基本的には所得のない人や低い人については、そういった従前所得の喪失補填という必要性が無い、あるいは低いものですから、公的年金の対象とはせずに、これらの方の老後は生活保護の体系で対応することを基本としているところでございます。

ただ、そうはいつでも、新しい体系として、最低保障年金というのを持ち込む国もございます。スウェーデンで行われているようなことでございます。そういうことを考えて、一方で日本の公的年金をどう考えるかと言いますと、これまでは高齢期の従前所得の喪失補填を基本としながらも、日本の独自性といたしまして、無・低所得者もできるだけ年金でカバーしようとして、具体的には保険料納付困難な方についても国民年金の保険料免除制度をつくって、その対象として、その期間についても1/3（国庫負担相当分）を支給しているところでございます。こういった中で、現行制度以上にさらに所得のない人々に対する配慮を強めるのかどうか。すなわち公的年金制度の体系におきまして、従前所得の喪失補填に加えまして、無・低年金者に対する最低保障という考え方を入れることが適切かどうか、そういう論点があろうかと思っております。

最後四点目でございますが、9 ページ、「公的年金の一部を確定拠出型（積立型）とすることについて、どう考えるか」ということでございます。最初の主要国の紹介でも申し上げましたが、どこの国でも所得比例年金を公的年金でやっておりますから、これをそのまますべてなくしてしまうことはございません。そういう中で、ただ、ドイツとかスウェーデン、アメリカなどでは、各国の公的年金制度改革の中で、一部に確定拠出、積立方式の個人年金を取り入れる動きが出始めております。そこに書いておりますが、国によってやり方がそれぞれ違い、スウェーデンなどでは従前の賦課方式の公的年金の保険料の一部を強制加入・積立方式の個人勘定に切り替えています。また、アメリカは検討中でございますが、そうではなくて任意加入の確定拠出型の個人年金を、公的年金とは別に設けるという案もございます。いろんなやり方がございます。

そういう中で、日本でこれからの公的年金改革との関わりの中で、現在の賦課方式の公

的年金の給付を補完するような確定拠出型（積立型）の年金を仮に導入する場合には、次の二つのやり方があり、それぞれのやり方について論点があるのではないか。一つは、現在の公的年金（賦課方式部分）に付加する形で、任意加入の制度を設けるというやり方であろうかと思っております。ただ、この場合は、昨年からスタートしております、日本の確定拠出年金制度の普及との関係をどう考えるかというところが議論になるのかと思っております。

もう一つは、そうではなくて、現在の公的年金の賦課方式の保険料、厚生年金の13.58%の一部を強制加入の確定拠出型（積立型）の年金の保険料に切り替える。そういったこともあり得るかと思えます。ただ、現在の公的年金制度は、現在の年金保険料がそのまま年金の給付費に回る世代間扶養の仕組みでございますから、現在の賦課方式の公的年金の保険料の一部を確定拠出（積立型）に切り替えるとすれば、現在の年金給付の財源がその分足りなくなります。従いまして、現在の受給者の水準を下げないためには違う財源が必要となる。これについてどう考えるか、そういう論点があるかと思っております。

とりあえず体系につきまして、ざっとご紹介させていただきました。

○ 宮島部会長

どうもありがとうございました。それでは今ご説明のありました年金制度の体系につきまして、主に資料の内容につきまして、まずご質問なり、あるいはもう少し資料の説明を求めたい点がございましたらどうぞ。また、最後に論点が少し整理されておりますが、追加すべき論点等ございましたら、ご発言いただきたいと思います。

○ 向山委員

資料の3ページのスウェーデンの年金制度について詳しく説明していただきたいのですが、実は今までの賦課方式から、今度18.5%のうちの2.5%を強制加入の積立方式に変更したというご説明があったわけです。その場合に、現在年金を受給されている方の水準を下げたのか、現行のままなのか。現行のままならば、新たな二重の負担というのが生じるということでもありますので、その分はどうされたのか、もしわかれば教えていただきたいと思います。

○ 榮畑年金課長

実はスウェーデンの給付の水準論はなかなか難しいものございまして、新制度と旧制度では制度の発想、成り立ちが全然違っております。従いまして、給付水準を一概に比較するのはなかなか難しいところでございます。これは想像なのですが、年金保険料が過去に比べれば下がってきているところでございますから、そういう保険料でやっていけるとす

るなら、旧制度の年金についても何らかの給付の調整措置があるのではなかろうかと思っています。ただ、新制度と旧制度との水準を直ちに対比していくこと自体、全く年金の算定式が違いますから、一概に言いにくいところでございます。

例えば年金の給付改定の方式をみますと、適正化していくという方向、つまり旧制度の年金も含めまして給付水準を適正化、切り下げていくという方向が組み込まれているのではないかと考えているところでございます。

○ 向山委員

この2.5%の部分を強制加入の積立方式にする場合については、当然従来の賦課方式から変更するわけですから、当然受給者の中で旧制度と新制度の部分の関連性というのはあるわけですね。この2.5%に相当する部分のために新たな財源を取っているのか、取っていないのか、その辺わからないですか。

○ 榮畑年金課長

新たな財源というか、既裁定年金とか過去分の年金を受ける方に対して支払っていくための財源をどうするかというご質問ですか。

○ 向山委員

はい。

○ 榮畑年金課長

基本的にはそこは既裁定の方の給付も将来に向けて何らかの形で適正化していくという仕組みを入れながらやっていくという発想ではないかと思っております。ただ、厳密に何か他に財源があったのか、なかったのかということについては調べさせていただきたいと思っております。

○ 宮島部会長

まだ、その辺のところ、今の資料の説明では一番最後の論点に関わるころですね。ですから、この論点の整理そのものが的を射ているものなのかどうか、その辺のところはもう少し調べてもらいたいという気がします。

○ 岡本委員

3ページについてであります。公的年金と私的年金という欄で、アメリカでは個人年金、企業年金が広く普及とか、ドイツでは企業年金が普及とか、スウェーデンではこういう制度があるというような表現ですが、日本の現状をこういう意味で理解するとき、公的年金と私的年金について、もし日本をこの欄を書けば、どのように書いて、どのように理解すれば、今の日本の制度が正しく理解できるのでしょうか。